

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	事由	起算日	
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更 (同一サービス種類、同一保険者(※1)内のみ) ・事業所指定効力停止の解除	変更日 契約日	
	開始 ・施設(※2)退所後のサービス利用開始(同一保険者(※1)内のみ)	施設退所日の翌日 ※4	
	・施設(※3)退所後のサービス利用開始(同一保険者(※1)内のみ)	施設契約解除日の翌日 ※4	
	・ショート施設退所後のサービス利用開始(同一保険者(※1)内のみ)	施設退所日の翌日 ※4	
	終了 ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類、同一保険者(※1)所在の保険者内のみ) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始	変更日※5 契約解除日※5 (満了日) (開始日)	
	・サービス利用終了後の施設(※2、※3)入所(同一保険者(※1)内のみ)	施設入所日の前日※4	
	・サービス利用終了後のショート施設入所(同一保険者(※1)内のみ)	施設入所日の前日※4	
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		開始 ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更 ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
		終了 ・区分変更(経過的要介護～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更 ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除	変更日※5 契約解除日※5 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
開始 ・サービス事業所の変更(同一サービス種類、同一保険者(※1)の内のみ) ・事業所指定効力停止の解除		契約日	
夜間対応型訪問介護	終了 ・サービス事業所の変更(同一サービス種類、同一保険者(※1)内のみ) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日※5 (満了日) (開始日)	

※1保険者とは、被保険者所在の保険者となる。政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村単位ではなく、政令市又は広域連合単位となる。

※2施設とは、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護をいう

※3施設とは、介護予防小規模多機能居宅介護をいう

※4各施設の入退所日、契約日は、日割りの日数に含めない。

※5引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

○加算(月額)部分に対する日割り計算は行わない。(被保険者所在の保険者内において二重支給はしない)

○公費の適用期間は、公費適用の有効期間の開始日から終了日までが算定対象となる。(夜間対応型訪問介護を  
また、月途中に、生保単独受給者から生保併用受給者になった場合も、日割り請求とする。(夜間対応型訪問介護を

○日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間に応じた日数による日  
(用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する)

○月途中の転居等に伴い保険者を変更する場合、日割り請求として扱わず月額報酬とする。